

転学科について

【下記は、学籍番号 15_以前の学生で学科所属している者が対象】

既に学科に所属している学生が転学科を希望する場合の規程・手続きは以下のとおりです。

学科所属実施要項

第4条 現に学科等に所属している者で、転学科を希望する者(以下「転学科希望者」という。)は、所属する学科長又はコース長を経て学部長に願い出ることができる。

2 転学科希望者は、転学科を希望する学科等の所属人数に特に余裕が有り、かつ、当該希望する学科等の属する学部の教授会において当該転学科希望者の学習状況その他を審査のうえ許可した場合に転学科できるものとする。

※ 学科等の「等」は、化学工学科のコースを指します。

【転学科の時期】 翌年度4月1日または9月の後学期開始日

【概要】 事前に所属学科長、及び転学科を希望する学科の学科長に相談し、必要な指導を受けた上で、前学期から転学科したい場合は前年の 12月28日まで、後学期から転学科したい場合は 5月31日までに、両学科長に転学科希望の意思を申し出る必要があります。詳細は教務課学務グループに確認して下さい。

※ 上記の取扱いは理学部及び工学部において実施しています。詳細は下記のURLを参照して下さい。

理学部 http://www.sci.titech.ac.jp/student/gakusei_shien/tengakkaH29.pdf

工学部 <http://www.eng.titech.ac.jp/about/files/tengaku.pdf>

※ 学科によっては転学科するために（又は転学科を受け入れるために）条件を課す場合があります。それぞれの学科長又はコース長に確認して下さい。

(注) 上記によらない転学科の手続きである『再度の学科所属による転学科』は、平成29年4月をもって終了しています。